

中間検査における特定工程等の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する特定工程及び同条第 6 項に規定する特定工程後の工程を次のように指定する。

平成 22 年 6 月 1 日

高岡市長 高橋 正樹

1 中間検査を行う建築物の用途及び規模

- (1) 1 戸建て、共同建て、長屋建て等の住宅で、分譲を目的とするもの（付属建物を除く）
- (2) 法別表第一（い）欄に掲げる特殊建築物で、3 階以上の階を当該用途に供し、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの

2 指定する特定工程

次のとおりとする。

- (1) 木造にあつては、屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法の場合は耐力壁及び床枠組）
- (2) 鉄骨造にあつては、1 階の鉄骨の建て方工事
- (3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2 階の梁及び床版の配筋工事（当該工事を現場で施工しないものは、2 階の梁及び床版の取付工事）

3 指定する特定工程後の工程

次のとおりとする。

- (1) 木造にあつては、内装工事又は壁の外装工事
- (2) 鉄骨造にあつては鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事又は壁の外装工事
- (3) 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、2 階の梁及び床版のコンクリートを打設する工事（打設工事を現場で施工しないものは、2 階の柱及び壁の取付工事）

4 適用の除外

法第 18 条及び第 85 条の適用を受ける建築物については、この告示の規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成 22 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請がされたものについて適用する。

備 考

- 1 「枠組壁工法」とは、木材で組まれた枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法をいう。
- 2 特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事に係るものとし、敷地内に複数の建築物がある場合又は1の建築物を複数の工区に分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

中間検査における特定工程等の指定について

中間検査における特定工程等の指定について（平成 17 年高岡市告示第 50 号）の一部を次のように改正し、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

平成 22 年 4 月 30 日

高岡市長 高橋 正樹

第 2 項第 2 号中の「及び鉄骨鉄筋コンクリート造」を削り、同項第 3 号中の「鉄筋コンクリート」の次に「及び鉄骨鉄筋コンクリート造」を加える。

第 3 項第 3 号を削り、同項第 4 号を 3 号とし、同号中の「鉄筋コンクリート」の次に「及び鉄骨鉄筋コンクリート造」を加える。